

1. 基本サービス費（1日あたり）

要介護度	在宅強化型							
	個室				多床室（2人・4人）			
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	788	845円	1,690円	2,535円	871	934円	1,868円	2,802円
要介護2	863	926円	1,851円	2,776円	947	1,016円	2,031円	3,046円
要介護3	928	995円	1,990円	2,985円	1,014	1,087円	2,174円	3,261円
要介護4	985	1,056円	2,112円	3,168円	1,072	1,150円	2,299円	3,448円
要介護5	1040	1,115円	2,230円	3,345円	1,125	1,206円	2,412円	3,618円

2. 加算項目（但し書きがあるもの以外は1日又は1回、1食あたり）

項目	単位数	利用者負担額			内容	
		1割負担	2割負担	3割負担		
夜勤職員体制加算	24	26円	52円	78円	規定以上の夜勤職員を配置している場合	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	258	277円	553円	830円	入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、1回/月評価と情報提供した場合
	(II)	200	215円	429円	644円	入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240	258円	515円	772円	入所の日から3月以内の期間にリハビリテーションを行い、退所先を訪問し計画を作成した場合
	(II)	120	129円	258円	386円	入所の日から3月以内の期間にリハビリテーションを行った場合
若年性認知症利用者受入加算	120	129円	258円	386円	若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(I)	51	55円	110円	164円	【基本型老健】在宅復帰・在宅療養支援等指標等必要な要件を満たした場合
	(II)	51	55円	110円	164円	【在宅強化型老健】在宅復帰・在宅療養支援等指標等必要な要件を満たした場合
外泊時費用	362	388円	776円	1,164円	外泊した場合（1月に6日限度）	
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800	858円	1,716円	2,573円	外泊中に施設が提供する在宅サービスを利用した場合（1月に6日限度）	
ターミナルケア加算	(死亡日)	1900	2,037円	4,074円	6,111円	ターミナルケアを実施した場合
	(2～3日)	910	976円	1,951円	2,927円	
	(4～30日)	160	172円	343円	515円	
	(31～45日)	72	78円	155円	232円	
初期加算	(I)	60	65円	129円	193円	情報共有等の要件を満たした場合、入所した日から30日以内
	(II)	30	33円	65円	97円	入所した日から30日以内
退所時栄養情報連携加算/月	70	75円	150円	225円	特別食を要するもしくは低栄養状態にあると判断された利用者の情報提供をした場合	
再入所時栄養連携加算	200	215円	429円	644円	入所中の利用者が入院・再入所し、退所先と栄養管理の連携を行った上で計画策定した場合	
入所前後訪問指導加算	(I)	450	483円	965円	1,448円	退所を目的とした計画・診療方針を決定した場合
	(II)	480	515円	1,029円	1,544円	(I)に加え、改善目標、退所後生活支援計画を策定した場合
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	400	429円	858円	1,287円	試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算 (I)	500	536円	1,072円	1,608円	退所後の居宅においての主治医もしくは他の社会福祉施設等に対して紹介を行った場合
	退所時情報提供加算 (II)	250	268円	536円	804円	退所し医療機関に入院する場合に主治医に対して紹介を行った場合
	入退所前連携加算 (I)	600	644円	1,287円	1,930円	入所前又は後に居宅介護支援専門員と連携して退所後の方針を定めた場合
	入退所前連携加算 (II)	400	429円	858円	1,287円	退所に先立って居宅介護支援事業所に情報提供・調整を行った場合
	訪問看護指示加算	300	322円	644円	965円	訪問看護指示書を交付した場合

項目		単位数	利用者負担額			内容
			1割負担	2割負担	3割負担	
協力医療機関連携加算/月	(Ⅰ) (R6年度まで)	100	108円	215円	322円	協力医療機関と利用者の病歴等情報共有する会議を定期的に行い、所定の要件を満たしている場合
	(Ⅰ) (R7年度から)	50	54円	108円	161円	同上
	(Ⅱ) (R7年度から)	5	6円	11円	16円	協力医療機関と利用者の病歴等情報共有する会議を定期的に行っている場合
栄養マネジメント強化加算		11	12円	24円	36円	管理栄養士を必要数以上配置し、栄養マネジメントを強化した場合
経口移行加算/180日以内		28	30円	60円	90円	経口による食事摂取計画を作成し、栄養管理・支援を行った場合
経口維持加算/月額	(Ⅰ)	400	429円	858円	1,287円	利用管理のための観察・会議を行い、継続的な経口摂取。管理を行った場合
	(Ⅱ)	100	108円	215円	322円	(Ⅰ)を算定している場合であって、会議等に医師が関わった場合
口腔衛生管理加算/月額	(Ⅰ)	90	97円	193円	290円	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、介護職員に指導・助言した場合
	(Ⅱ)	110	118円	236円	354円	(Ⅰ)に加え、厚生労働省に計画内容等を提出し、情報を活用している場合
療養食加算/1食		6	7円	13円	20円	療養食を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ) _イ	140	150円	300円	450円	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
	(Ⅰ) _ロ	70	75円	150円	225円	入所前の主治医と連携せずに薬剤を評価・調整した場合
	(Ⅱ)	240	258円	515円	772円	(Ⅰ)に加え、厚生労働省に服薬情報等を提出し、情報を活用している場合
	(Ⅲ)	100	108円	215円	322円	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定し、退所時に1種類以上減薬されている場合
緊急時治療加算		518	556円	1,111円	1,666円	緊急的な治療管理が行われた場合
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)	239	257円	513円	769円	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪に対し処置を行った場合、7日限度
	(Ⅱ)	480	515円	1,029円	1,544円	(Ⅰ)に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合、10日限度
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3	4円	7円	10円	所定の研修修了者を規定以上配置し、技術指導等を実施している場合
	(Ⅱ)	4	5円	9円	13円	所定の研修修了者を規定以上配置し、研修を計画・実施している場合
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	150	161円	322円	483円	認知症利用者が規定数以上おり、専門的な研修を修了した者と共に介護職員がチームでケアにあたった場合
	(Ⅱ)	120	129円	258円	386円	専門的な研修を修了した者と共に介護職員がチームでケアにあたった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	215円	429円	644円	認知症の症状により緊急に入所が必要となった場合(7日限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算/月額	(Ⅰ)	53	57円	114円	171円	口腔・栄養加算を算定し、リハビリ計画書内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
	(Ⅱ)	33	36円	71円	106円	リハビリ計画書内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算/月額	(Ⅰ)	3	4円	7円	10円	計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施した場合
	(Ⅱ)	13	14円	28円	42円	計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施し褥瘡発生がない場合
排せつ支援加算/月額	(Ⅰ)	10	11円	22円	33円	排泄に関係した要介護状態改善の見込みを評価して厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
	(Ⅱ)	15	16円	32円	48円	(Ⅰ)に加え、状態の改善・維持又はおむつ使用の状況が改善していること
	(Ⅲ)	20	22円	43円	65円	(Ⅰ)に加え、状態の改善・維持且つおむつ使用の状況が改善していること
自立支援促進加算/月額		300	322円	644円	965円	医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、情報を活用していること
科学的介護推進体制加算/月額	(Ⅰ)	40	43円	86円	129円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用していること
	(Ⅱ)	60	65円	129円	193円	(Ⅰ)に加え、疾病や服薬の情報を提出して情報を活用していること
安全対策体制加算/入所中に1回		20	22円	43円	65円	要件を満たす担当者を配置し、安全対策の体制が整備されていること
高齢者施設等感染対策向上加算/月額	(Ⅰ)	10	11円	22円	33円	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症等の発生時の対応を行う体制を確保している場合
	(Ⅱ)	5	6円	11円	16円	要件を満たした医療機関から、3年に1回以上の感染症制御等に係る実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費/1月1回5日限度		240	258円	515円	772円	協力医療機関を確保しつつ、厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者にサービスを行った場合

項目	単位数	利用者負担額			内容	
		1割負担	2割負担	3割負担		
生産性向上推進体制加算/月額	(I)	100	108円	215円	322円	(II)を満した上で、機器を複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行っている場合
	(II)	10	11円	22円	33円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、データ提供をしつつ、委員会活動を行っている場合
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	97/100					基準や要件を満たしていない場合に所定の単位数から減算される
入所定員の超過、または職員等の欠員減算	70/100					
身体拘束廃止未実施減算	97/100					
安全管理体制未実施減算	-5	-5円	-10円	-16円		
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100					
業務継続計画未実施減算	-3/100					
栄養ケア・マネジメントを実施していない場合	-14	-15円	-30円	-45円		
サービス提供体制強化加算	(I)	22	24円	47円	71円	
	(II)	18	20円	39円	58円	介護福祉士の配置が60%以上
	(III)	6	7円	13円	20円	介護福祉士の配置が50%以上、又は常勤職員75%以上、又は勤続7年以上が30%以上
令和6年5月31日まで	介護職員処遇改善加算 (I) (II) (III)	介護報酬総単位数×(I) 3.9%×10.72 (II) 2.9%×10.72 (III) 1.6%×10.72				
	介護職員等特定処遇改善加算 (I) (II)	(I) 所定単位数×2.1%×10.72 (II) 所定単位数×1.7%×10.72				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×0.8%×10.72円				
令和6年6月1日まで	介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数×7.5%×10.72円			
		(II)	所定単位数×7.1%×10.72円			
		(III)	所定単位数×5.4%×10.72円			
		(IV)	所定単位数×4.4%×10.72円			

3. 食費 (1食あたり)

朝食	470円
昼食	790円
夕食	640円

4. 居住費 (1日あたり)

個室	2,160円
2人室	510円
4人室	510円

5. その他費用 (希望により提供した場合)

項目	金額	内容
特別室料	個室	2,512円/日
	2人室	1,727円/日
		個室、2人室の特別室料。外泊時も室料が発生します。
日用品費	150円/日	ティッシュペーパー、ペーパータオル、おしぼり、歯磨き粉 (入れ歯洗浄剤)、綿棒。
教養娯楽費	150円/日	レクリエーション材料費。
おやつ	165円/日	おやつを希望された場合。
栄養補助食品	実費	栄養補助食品を利用された場合。
施設洗濯代	6,285円/月	衣類等私物洗濯の月額料金。(月の途中の場合は日割り)
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合。
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合。
理美容費	1,500円	カットのみ。
文書料	A	2,200円/1通
	B	5,500円/1通
		施設利用に係る診断書やこれに類似する書類作成の場合。A以外の診断書等の場合。

※利用料金について。希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

※「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。